

令和 8 年度介護保険料の算定について（税制改正に伴う特例措置）

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、**給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。**

一方で、介護保険制度は3年を1期とするサイクルで保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しています。介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としていますので、今回の税制改正により介護保険収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入不足によって事業運営に支障が出ることを避けるため、介護保険法施行令の規定について、税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。

このことにより、**令和8年度の介護保険料の算定に限り**、税制改正前の控除額に調整して計算を行います。

その結果、住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。

（世帯員の住民税課税・非課税判定の判定についても同様に調整を行います。）

介護保険制度運営のため、ご理解をいただきますようお願いいたします。

◆対象となる方

第1号被保険者本人及び同じ世帯の方で、以下の条件をどちらも満たす方

- ・令和8年1月1日及び令和8年4月1日時点で市川市に住民登録がある
- ・令和7年中（令和7年1月～12月）の**給与収入が55万1,000円以上190万円未満である**

※上記に当てはまらない方は、影響を受けません。

◆介護保険料算定における特例措置の内容

(1) 給与所得控除額の調整

税制改正**前**の給与所得控除額で算出した給与所得より、合計所得金額を計算します。

(2) 市町村民税課税・非課税の判定

税制改正**前**の給与所得控除で算出した合計所得金額より、課税・非課税を判定します。

これにより、市民税は「非課税」でも、介護保険料の算定では「課税」とみなす場合があります。

具体例

単身世帯、令和7年中の給与収入が110万円で、ほかの所得が無い場合

	合計所得金額	課税区分
市町村民税	45万円(給与所得控除額 65万円)	非課税
介護保険料	55万円(給与所得控除額 55万円)	課税(第6段階)

※収入が給与収入のみで扶養親族がない方の場合、市川市では110万円までが市町村民税非課税となりますが、介護保険料においては従来どおり100万円までを非課税ラインとして扱います。

◆特例減免について

令和7年度・令和8年度のどちらも市町村民税非課税の方については、特例措置の(2)を行わずに算出した保険料となるよう、特例減免を適用します。

※市町村民税の情報をもとに自動適用するため、申請は不要です。

※特例減免対象者の方については、あらかじめ減免を適用した後の保険料を通知しております。

◆関連資料

・令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応(厚生労働省)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001569742.pdf>)

・【参考】介護保険最新情報Vol. 1449介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について(通知)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001617054.pdf>)